

平成19年から

所得税・住民税が変わります

およそ3兆円の税源を国から県・市町村へ移譲させるための所得税と住民税の税率変更や、定率減税の廃止など、平成19年から税法が大幅に変更されます。今回の変更により、所得税、住民税がどのように変わるのかをお知らせします。

「地方のことは地方で」効率的なサービス提供

国は、「地方のことは地方で」の方針の下、地方分権を積極的に進めています。その柱となるのが、今回の税源移譲です。

税源移譲とは、国へ納める税（国税）を減らし、都道府県や市町村に納める税（地方税）を増やすことをいいます。

国から税源が移り自主的な財源が増えることで、地方自治体の裁量権が広がり、住民が求める行政サービスをより効率的に提供できるようになります。

所得税は平成19年1月分から、これまで4段階だった税率が6段階に変更されます。住民税は平成19年度（19年6月分）から、これまでの3段階の税率が一律10%になります【図1】。

税率変更での増額無し 減税など廃止で負担増

税率が変更されることで、実際に納める所得税と住民税の合計額がどのように変わるのかを計算した例が【表1】です。

ここでは、独身者と夫婦に2人の子どもがいる場合の2例で、給与の

収入金額を3段階に分けてそれぞれ計算しています。

税率を変更する前と後の税額を見ると、所得税と住民税の合計負担額は変わりません。これは、所得税と住民税で扶養控除などの控除額が異なるために生じる差額分を調整（調整控除）しているためです。

しかし、19年から所得税、住民税ともに、定率減税が廃止されるため、この部分の税負担が増えます【表2】。定率減税は、11年度から景気浮揚策の一環として始まったもので、景気回復までの一時的な軽減措置でした。最近の経済状況を踏まえて、19年から廃止となります。

給与から所得税と住民税が差し引かれていく人は、所得税が19年1月

分から、住民税は同6月分から税額が変わります。それ以外の人は、所得税が20年の申告から、住民税は19年6月分から変わります。

また、高齢者（昭和15年1月2日以前に生まれ、合計所得金額が125万円以下の人）の住民税は、17年度まで非課税でしたが、年齢にかかわらず公平に負担を分かち合うという観点から、18年度に非課税措置が廃止されました。ただし、急激な税負担の増とならないように19年度までの2年間、経過措置がとられています【表3】。

【問い合わせ】
総務部税務課 市民税係
☎0220(22)2163

【表1】 税源移譲での税負担の変化（年額）

独身者の場合

変更前	給与収入	300万円	500万円	700万円
	所得税	124,000円	258,000円	474,000円
	住民税	64,500円	163,000円	307,000円
	合計	188,500円	421,000円	781,000円



変更後	給与収入	300万円	500万円	700万円
	所得税	62,000円	160,500円	376,500円
	住民税	126,500円	260,500円	404,500円
	合計	188,500円	421,000円	781,000円



負担増減額	0円	0円	0円
-------	----	----	----

夫婦+子ども2人の場合

変更前	給与収入	300万円	500万円	700万円
	所得税	0円	119,000円	263,000円
	住民税	9,000円	76,000円	196,000円
	合計	9,000円	195,000円	459,000円



変更後	給与収入	300万円	500万円	700万円
	所得税	0円	59,500円	165,500円
	住民税	9,000円	135,500円	293,500円
	合計	9,000円	195,000円	459,000円



負担増減額	0円	0円	0円
-------	----	----	----

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
※夫婦+子ども2人の計算例の場合、子どものうち1人を特定扶養控除で計算しています。

【表3】 高齢者課税の経過措置

※70歳独身、年金収入200万円で計算しています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
※納税額は100円未満を切り捨て。

平成18年度		平成19年度	
住民税	19,900円	住民税	37,300円
・定率減税	△1,500円	・定率減税	-
・経過措置	-	・経過措置	-
(住民税 - 定率減税) × $\frac{2}{3}$	△12,267円	→ 住民税 × $\frac{1}{3}$	△12,434円
所得税	34,800円	所得税	17,400円
・定率減税	△3,480円	・定率減税	-
合計(納税額)	37,400円	合計(納税額)	42,200円

【表2】 定率減税廃止による税額の比較（年額）

※給与収入400万円で、夫婦と子ども2人で計算しています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
※子どものうち1人を特定扶養控除で計算しています。

所得税

	税率	所得割額	定率減税	所得税額
廃止前	10%	49,000円	▲4,900円	44,100円
廃止後	5%	24,500円	廃止	24,500円

住民税

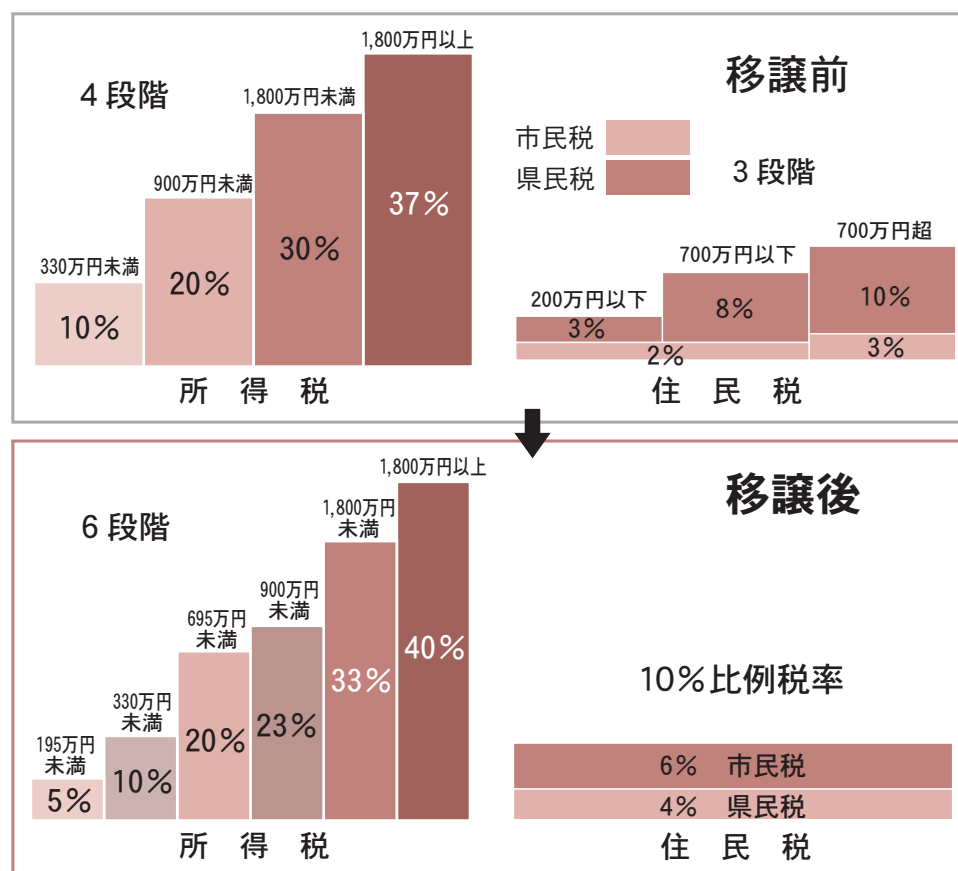
	税率	所得割額	定率減税	調整控除	市民税額
廃止前	5%	41,000円	▲3,100円	制度なし	37,900円
廃止後	10%	82,000円	廃止	▲16,500円	65,500円

合計

	所得税	市県民税	合計
廃止前	44,100円	37,900円	82,000円
廃止後	24,500円	65,500円	90,000円
増減	▲19,600円	27,600円	8,000円

定率減税が廃止になったことで、税負担が増えます

【図1】 税源移譲による税率の変更



※グラフの金額は課税所得金額